

発議第5号

中岡久徳議員に対する辞職勧告決議について

中岡久徳議員に対する辞職勧告決議を次のとおり提出しようとする。

平成30年6月25日提出

提出者 伊賀市議会議員

中谷 一彦

市川 岳人

西口 和成

福村 教親

山下 典子

赤堀 久実

嶋岡 壯吉

田中 覚

福田 香織

上田 宗久

近森 正利

百上 真奈

安本 美栄子

記

中岡久徳議員に対する辞職勧告決議

伊賀市議会議員政治倫理審査会は、中岡久徳議員の「議員の親族が役員をしている企業の契約等への関与」の疑いがあるとして調査請求がなされた件について、伊賀市議会議員政治倫理条例（以下「条例」という。）第3条第3号に規定する「関与」があったものと認定するとともに、加えて契約に関与した行為そのもの及び問題を解決しようとする姿勢に欠けていたことについては同条第7号に規定する品位と名誉を損なう行為にも該当するものであると結論付けました。また、中岡久徳議員に対する条例第9条による議会の名誉と品位を守り市民の信頼を回復するための措置については、全会一致で「辞職勧告が相当である」旨意見がまとまった、と議長へ報告しました。この報告を受け、平成30年6月21日付けで議長から中岡久徳議員に対して、辞職勧告がなされました。

これらのことから、伊賀市議会として、中岡久徳議員には社会的、道義的責任を真摯に受け止め、公人として自らの責任を痛感し、速やかに市議会議員を辞職することを強く求めるものであります。

以上議決する。

平成30年6月25日

三重県伊賀市議会